

国立研究開発法人土木研究所役員給与規程

平成13年4月1日
規程第 7 号

最終改正

令和 7年 3月25日

(総則)

第1条 国立研究開発法人土木研究所（以下「研究所」という。）の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）に対する給与の支給は、この規程の定めるところによる。

(給与)

第2条 役員給与は、常勤の役員（以下「常勤役員」という。）については、本給、役員特別調整手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当、期末手当及び業績手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。

(本給)

第3条 常勤役員の本給は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 理事長	月額	979,000円
二 理事（寒地土木研究所長）	月額	829,000円
三 理事	月額	772,000円
四 監事	月額	716,000円

(役員特別調整手当)

第4条 役員特別調整手当の月額は、本給の月額に次の各号の割合を乗じて得た額とする。

- 一 つくば市在勤の役員 100分の16
 - 二 前号以外の役員 100分の3
- 2 国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）で、任命権者又はその委任を受けた者の要請により退職をし、かつ、引き続き常勤役員となった者（以下「出向役員」という。）で、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）第11条の3第2項第一号から第五号までの級地内（以下この項において「特例級地」という。）に引き続き6箇月を超えて在勤していた者の役員特別調整手当の月額は、当該特例級地に在勤しないこととなった日から3年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が前項の支給割合以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。）、前項の規定にかかわらず本給の月額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- 一 特例級地に在勤しないこととなった日から同日以後1年を経過するまでの期間 給与法の規定を適用したものとした場合の支給割合（以下この項において「みなし特例支給割合」という。）
 - 二 特例級地に在勤しないこととなった日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） みなし特例支給割合に100分の80を乗じて得た割合
 - 三 特例級地に在勤しないこととなった日から同日以後3年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） みなし特例支給割合に100分の60を乗じて得た割合

(広域異動手当)

第4条の2 前条第2項に規定する出向役員となったために異動した場合において、異動の日の前日に在勤していた勤務地と当該異動等の直後に在勤する勤務地（以下「新勤務地」という。）との間の距離及び異動等の直前の住居と新勤務地との間の距離がいずれも60km以上であるときは、当該異動等の日から3年を経過するまでの間、本給に当該異動等に係る勤務地間の距離の次の各号掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額 of 広域異動手当を支給する。

一 300km以上 100分の10から役員特別調整手当の割合を減じた割合

二 60km以上300km未満 100分の5から役員特別調整手当の割合を減じた割合

2 前項の支給割合が、役員特別調整手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

3 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給方法については、国立研究開発法人土木研究所職員給与規程（平成18年規程第6号。以下「職員給与規程」という。）第26条の2の規定を準用する。

(給与の支給定日及び支給方法)

第5条 常勤役員の給与（通勤手当、期末手当及び業績手当を除く。）の支給定日及び支給方法については、職員給与規程第4条第6項及び第7項並びに第6条第1項の規定を準用する。

(新たに常勤役員に任命された者の本給及び役員特別調整手当)

第6条 月の初日以外の日において新たに任命された常勤役員に支給する任命当月分の本給及び役員特別調整手当の額それぞれ、第3条及び第4条に規定する額をその月の国立研究開発法人土木研究所就業規則（平成18年規定第8号）第16条に規定する日（以下「休日」という。）以外の日の数で除して得た額に、その者が常勤役員に任命された日からその月の末日までの休日以外の日の数を乗じて得た額とする。

(常勤役員でなくなった者の本給及び役員特別調整手当)

第7条 月の末日以外の日において退職し、又は解任された常勤役員に支給する退職当月分又は解任当月分の本給及び役員特別調整手当の額は、それぞれ、第3条及び第4条に規定する額をその月の休日以外の日の数で除して得た額に、その月の初日からその者が退職し、又は解任された日までの休日以外の日の数を乗じて得た額とする。

2 月の末日以外の日において死亡した常勤役員に支給する死亡当月分の本給及び役員特別調整手当の額は、第3条及び第4条に規定する額の全額とする。

(通勤手当、単身赴任手当及び寒冷地手当)

第8条 通勤手当、単身赴任手当及び寒冷地手当の支給については、職員給与規程の適用を受ける職員の例による。ただし、単身赴任手当の支給対象となる役員は、次の各号に掲げる者とする。

一 出向役員又は職員から引き続き役員に任命された者のうち、職員給与規程第23条第1項に規定する単身赴任手当の支給要件に該当する者

二 任期満了の翌日において再び同一の役職の役員に任命された者又は任期満了の日以前若しくはその翌日において役職を異にする役員に任命された者のうち、任命された日に在勤する勤務地に同日に異動したものとした場合に、職員給与規程第23条第1項に規定する単身赴任手当の支給要件に該当する者

(期末手当)

第9条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して支給する。当該基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した常勤役員についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した常勤役員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において常勤役員が受けるべき本給及び役員特別調整手当の月額及び広域異動手当の月額並びに

本給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び役員特別調整手当の月額及び広域異動手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の66.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 6箇月 100分の100
- 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- 四 3箇月未満 100分の30

3 前項に規定する在職期間は、常勤役員として在職した期間とする。ただし、出向役員の基準日以前6箇月以内の期間における国家公務員としての在職期間（一般職給与法の規定に基づき国家公務員の在職期間として算入される在職期間を含む。）は、常勤役員として在職した期間とする。

4 期末手当の支給日は、職員給与規程第6条第5項の規定を準用する。

5 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

一 基準日前1箇月以内に任命権者又はその委任を受けた者の要請により常勤役員を退職し、かつ、引き続き国家公務員となった者

二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第23条第2項の規定により解任された常勤役員（同項第1号の規定により解任された常勤役員を除く。）

三 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職し、又は解任された常勤役員（前号に掲げる者を除く。）で、その退職し、又は解任された日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者

四 次項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた常勤役員（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間（出向役員の国家公務員としての在職期間及び非常勤役員が引き続き常勤役員となった場合の非常勤役員としての在職期間を含む。第6項及び第7項において同じ。）中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた者

6 支給日に期末手当を支給することとされていた常勤役員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

二 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、研究所の業務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

7 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提

起しない処分があった場合

三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

8 前項の規定は、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

9 一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

(業績手当)

第9条の2 業績手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対し、その者の業績に応じて支給する。当該基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した常勤役員についても、同様とする。

2 業績手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した常勤役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において常勤役員が受けるべき本給及び役員特別調整手当の月額及び広域異動手当の月額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び役員特別調整手当の月額及び広域異動手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、常勤役員の在職期間による割合（以下「在職期間率」という。）及び業績による割合（以下「業績率」という。）を乗じて得た額とする。

3 前項に規定する在職期間率は、基準日以前6箇月以内の在職期間の区分に応じて次表のとおりとする。

在 職 期 間	割 合
6 箇月	100分の100
5 箇月 15 日以上 6 箇月未満	100分の95
5 箇月以上 5 箇月 15 日未満	100分の90
4 箇月 15 日以上 5 箇月未満	100分の80
4 箇月以上 4 箇月 15 日未満	100分の70
3 箇月 15 日以上 4 箇月未満	100分の60
3 箇月以上 3 箇月 15 日未満	100分の50
2 箇月 15 日以上 3 箇月未満	100分の40
2 箇月以上 2 箇月 15 日未満	100分の30
1 箇月 15 日以上 2 箇月未満	100分の20
1 箇月以上 1 箇月 15 日未満	100分の15
15 日以上 1 箇月未満	100分の10
15 日未満	100分の5
零	零

4 前項に規定する在職期間は、常勤役員として在職した期間とする。ただし、出向役員の基準日以前6箇月以内の期間における国家公務員としての在職期間（一般職給与法の規定に基づき国家公務員の在職期間として算入される在職期間を含む。）は、常勤役員として在職した期間とする。

5 理事長の業績率は、通則法第35条の6の規定に基づく業務の実績評価の結果（以下「評価結果」という。）の区分に応じて次表のとおりとする。この場合において、適用する評価結果は、理事長として在職した事業年度の最新の評価結果とし、適用すべき評価結果がない場合の業績率は100分の100.25とする。

評価結果区分	業 績 率
S	100分の106.25
A	100分の103.25
B	100分の100.25
C及びD	100分の91.75以下

- 6 理事の業績率は、評価結果及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、100分の106.25を上限として、理事長が決定する。
- 7 監事の業績率は、100分の100.25とする。
- 8 前条第4項から第9項の規定は、業績手当の支給に準用する。

(非常勤役員手当)

- 第10条 非常勤の監事の非常勤役員手当は、月額244,000円とする。
- 2 第5条から第7条までの規定は、前項の非常勤役員手当について準用する。

(端数の処理)

- 第11条 この規程の定めるところによる給与計算において生じた円未満の端数の処理は、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）の定めるところに準じて行う。

(実施に関し必要な事項)

- 第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成14年11月29日規程第5号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成14年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成15年4月1日から施行する。

(平成14年12月に支給する特別手当に関する特例措置)

- 2 平成14年12月に支給する特別手当（以下この項において「特別手当」という。）の額は、第1条の規定による改正後の独立行政法人土木研究所役員給与規程（平成13年規程第7号。以下「改正後の役員給与規程」という。）第9条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、特別手当は支給しない。
- 一 平成14年12月1日（特別手当について改正後の役員給与規程第9条第1項の適用を受ける役員のうち、基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した常勤役員にあっては、退職し、又は死亡した日。）まで引き続

いて在職した期間で同年4月1日から施行日の前日までのもの（次号において「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち本給月額及び本給月額の額の改定により額が変動することとなる給与（次号において「本給等」という。）の額の合計額

二 継続在職期間について改正後の役員給与規程の規定による本給月額により算定した場合の本給等の合計額

附 則（平成15年10月28日規程第12号）

（施行期日）

1 この規程は、平成15年11月1日から施行する。

（平成15年12月に支給する特別手当に関する特例措置）

2 平成15年12月に支給する特別手当（以下この項において「特別手当」という。）の額は、改正後の独立行政法人土木研究所役員給与規程（平成13年規程第7号）第9条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上になるときは、特別手当は、支給しない。

一 平成15年4月1日（同月2日から同年12月1日までに常勤役員となった者にあつては、新たに常勤役員になった日）において常勤役員が受けるべき本給、役員特別調整額及び通勤手当の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前日までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において常勤役員として在職しなかった期間がある常勤役員にあつては、当該月数から常勤役員として在職しなかった期間のある月数を減じた月数）を乗じて得た額

二 平成15年6月に支給された特別手当額に100分の1.07を乗じて得た額

（達への委任）

3 前項に定めるもののほか、平成15年12月に支給する期末手当に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成17年3月18日規程第4号）

（施行期日）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年11月28日規程第20号）

（施行期日）

1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。

（平成17年12月に支給する特別手当に関する特例措置）

2 平成17年12月に支給する特別手当（以下この項において「特別手当」という。）の額は、この規程による改正後の独立行政法人土木研究所役員給与規程（平成13年規程第7号）第9条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、特別手当は、支給しない。

一 平成17年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに常勤役員となった者にあつては、新たに常勤役員となった日）において常勤役員が受けるべき本給、役員特別調整手当及び単身赴任手当の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前日までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において常勤役員として在職しなかった期間がある常勤役員にあつては、当該月数から常勤役員として在職しなかった期間のある月数を減じた月数）を乗じて得た額

二 平成17年6月に支給された特別手当の額に100分の0.36を乗じて得た額

(端数計算)

- 3 前項第1号に規定する合計額に100分の0.36を乗じて得た額又は第2号に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則 (平成18年3月31日規程第5号)

(施行期日)

- 1 この規程は平成18年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、この規程の施行の日の前日から引き続き独立行政法人土木研究所役員給与規程第3条又は第10条の適用を受ける者並びに同日に旧独立行政法人北海道開発土木研究所役員給与規程第4条又は第11条の適用を受けていた者のうち、引き続きこの規程の第3条又は第10条の適用を受ける者で、その者の受ける本給又は非常勤役員手当(以下「本給等」という。)の月額が施行日の前日において受けていた本給等の月額に達しないこととなる役員には、本給等の月額のほか、その差額に相当する額を本給等として支給することができる。
- 3 前項による本給を支給される役員に関する第4条第1項及び第9条第2項の規定の適用については、同規定中「本給」とあるのは「本給と平成18年改正規程附則第2項の規定による本給の額との合計額」とする。
- 4 当分の間、改正後の第4条第2項中「当該給与法の規定」とは、「当該給与法の規定(地域手当に関する経過措置を含む。)」に読み替える。

附 則 (平成19年3月30日規程第4号)

(施行期日)

- 1 この規程は平成19年4月1日から施行する。

(平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例)

- 2 平成20年3月31日までの間においては、改正後の独立行政法人土木研究所役員給与規程(平成13年規程第7号)第4条の2第1項第一号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第二号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

附 則 (平成21年6月1日規程第8号)

(施行期日)

- 1 この規程は平成21年6月1日から施行する。

(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成21年6月に支給する期末手当に関する改正後の独立行政法人土木研究所役員給与規程(平成18年規程第7号。以下「改正後役員給与規程」という。)第9条第2項の規定の適用については、「100分の75」とあるのは「100分の70」とする。

(平成21年6月に支給する業績手当に関する経過措置)

- 3 平成21年6月に支給する業績手当に関する改正後役員給与規程第9条の2第5号の規定の適用については、「100分の85」とあるのは「100分の75」と、「100分の82.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の80」とあるのは「100分の70」と、第6号の規定については、「100分の85」とあるのは「100分の75」と、第7号の規定については、「100分の80」とあるのは「100分の70」とする。

附 則 (平成21年11月30日規程第14号)

(施行期日)

- 1 この規程は平成21年12月1日から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成21年12月に支給する期末手当(以下この項において「期末手当」という。)の額は、この規程による改正後の独立行政法人土木研究所役員給与規程(平成13年規程第7号)第9条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - 一 平成21年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに常勤役員となった者にあつては、新たに常勤役員となった日)において常勤役員が受けるべき本給、役員特別調整手当、広域異動手当及び単身赴任手当(職員給与規程第23条第2項の規定により加算する額を除く。)の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間がある常勤役員にあつては、当該月数から常勤役員として在職しなかった期間のある月数を減じた月数)を乗じて得た額
 - 二 平成21年6月1日において常勤役員であった者に同月に支給された期末手当及び業績手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

附 則(平成22年3月24日規程第4号)

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年11月30日規程第17号)

(施行期日)

- 1 この規程は平成22年12月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成22年12月に支給する期末手当(以下この項において「期末手当」という。)の額は、この規程による改正後の独立行政法人土木研究所役員給与規程(平成13年規程第7号)第9条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - 一 平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに常勤役員となった者にあつては、新たに常勤役員となった日)において常勤役員が受けるべき本給、役員特別調整手当、広域異動手当及び単身赴任手当(職員給与規程第23条第2項の規定により加算する額を除く。)の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間がある常勤役員にあつては、当該月数から常勤役員として在職しなかった期間のある月数を減じた月数)を乗じて得た額
 - 二 平成22年6月1日において常勤役員であった者に同月に支給された期末手当及び業績手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

附 則(平成23年3月30日規程第4号)

(施行期日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月1日規程第14号）

（施行期日）

1 この規程は平成24年3月1日から施行する。

（平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 平成24年6月に支給する期末手当（以下この項において「期末手当」という。）の額は、この規程による改正後の独立行政法人土木研究所役員給与規程（平成13年規程第7号）第9条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成23年4月1日（同月2日から施行日までの間に新たに常勤役員となった者にあつては、新たに常勤役員となった日）において常勤役員が受けるべき本給、役員特別調整手当、広域異動手当及び単身赴任手当（職員給与規程第23条第2項の規定により加算する額を除く。）の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間がある常勤役員にあつては、当該月数から常勤役員として在職しなかった期間のある月数を減じた月数）を乗じて得た額

二 平成23年6月1日において常勤役員であつた者に同月に支給された期末手当及び業績手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）並びに同年12月1日において常勤役員であつた者に同月に支給された期末手当及び業績手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

附 則（平成26年11月28日規程第14号）

（施行期日）

1 この規程は平成26年12月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日規程第1号）

（施行期日）

1 この規程は平成27年4月1日から施行する。

（本給の切替えに伴う経過措置）

2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）から引き続きこの規程の第3条又は第10条の適用を受ける者で、その者の受ける本給又は非常勤役員手当（以下「本給等」という。）の月額が切替日の前日において受けていた本給等の月額に達しないこととなる役員には、平成30年3月31日までの間、本給等の月額のほか、その差額に相当する額を本給等として支給することができる。

3 前項により本給を支給される常勤役員に関するこの規程において、「本給」とあるのは、第3条に定める場合を除き「本給と独立行政法人土木研究所役員給与規程の一部を改正する規程（平成27年規程第1号。）附則第2項の規程による本給の額との合計額」とする。

附 則（平成28年2月8日規程第1号）

（施行期日等）

1 この規程は、平成28年2月9日から施行する。

- 2 この規程による改正後の国立研究開発法人土木研究所役員給与規程（以下この規程において「改正後の役員給与規程」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（平成28年3月31日までの間における役員特別調整手当に関する特例）

- 3 平成27年4月1日（以下「適用日」という。）から平成28年3月31日までの間における改正後の役員給与規程第4条第1項第一号中「100分の16」とあるのは「100分の15」とする。

（平成28年3月31日までの間における広域異動手当に関する特例）

- 4 適用日から平成28年3月31日までの間における改正後の役員給与規程第4条の2第1項第一号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第二号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

（平成27年6月及び12月に支給する業績手当に関する特例）

- 5 平成27年6月及び12月に支給する業績手当に関する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

		6月に支給する場合	12月に支給する場合
第9条の2第5項	100分の82.5	100分の80	100分の85
第9条の2第5項表中	100分の87.5	100分の85	100分の90
	100分の85	100分の82.5	100分の87.5
	100分の82.5	100分の80	100分の85
第9条の2第6項	100分の87.5	100分の85	100分の90
第9条の2第7項	100分の82.5	100分の80	100分の85

（給与の内払）

- 6 改正後の役員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の役員給与規程の規定に基づいて支給された給与（平成27年規程第1号附則第2項の規定に基づいて支給された本給等を含む。）は、改正後の役員給与規程の規定による給与（平成27年規程第1号附則第2項の規定による本給等含む。）の内払とみなす。

附 則（平成28年11月28日規程第24号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成28年12月1日から施行する。

（平成28年12月に支給する業績手当に関する特例）

- 2 平成28年12月に支給する業績手当に関する改正後の国立研究開発法人土木研究所役員給与規程第9条の2第5号の規定の適用については、「100分の92.5」とあるのは「100分の97.5」と、「100分の90」とあるのは「100分の95」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の92.5」と、「100分の87.5未満」とあるのは「100分の92.5未満」と、第6号の規定の適用については、「100分の92.5」とあるのは「100分の97.5」と、第7号の規定の適用については、「100分の87.5」とあるのは「100分の92.5」とする。

附 則（平成29年12月15日規程第19号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成29年12月15日から施行する。
- 2 この規程による改正後の国立研究開発法人土木研究所役員給与規程（以下この規程において「改正後の役員給与規程」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（平成29年6月及び12月に支給する業績手当に関する特例）

- 3 平成29年6月及び12月に支給する業績手当に就改正後の役員給与規程第9条の2第5号の規定の適用については、6月に支給する場合には「100分の95」とあるのは「100分の92.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の90」と、「100分の90」とあるのは「100分の87.5」と、「100分の90未満」とあるのは「100分の87.5未満」と、第6号の規定の適用については、「100分の95」とあるのは「100分の92.5」と、第7号の規定の適用については、「100分の90」とあるのは「100分の87.5」とし、12月に支給する場合には「100分の95」とあるのは「100分の97.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の95」と、「100分の90」とあるのは「100分の92.5」と、「100分の90未満」とあるのは「100分の92.5未満」と、第6号の規定の適用については、「100分の95」とあるのは「100分の97.5」と、第7号の規定の適用については、「100分の90」とあるのは「100分の92.5」とする。
- 4 改正後の役員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の役員給与規程の規定に基づいて支給された給与（平成27年規程第1号附則第2項の規定に基づいて支給された本給等を含む。）は、改正後の役員給与規程の規定による給与（平成27年規程第1号附則第2項の規定による本給等を含む。）の内払とみなす。

附 則（平成30年12月17日規程第17号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の国立研究開発法人土木研究所役員給与規程（以下この規程において「改正後の役員給与規程」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の役員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の役員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（平成30年6月及び12月に支給する期末手当及び業績手当に関する特例）

- 4 平成30年6月及び12月に支給する期末手当及び業績手当に関する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条第2項 （6月に支給する場合）	100分の70	100分の62.5
第9条第2項 （12月に支給する場合）	100分の70	100分の77.5
第9条の2第5項 （6月に支給する場合）	100分の92.5	100分の90
第9条の2第5項 （12月に支給する場合）	100分の92.5	100分の95
第9条の2第5項表	100分の97.5	100分の95

(6月に支給する場合)	100分の95	100分の92.5
	100分の92.5	100分の90
	100分の92.5未満	100分の90未満
第9条の2第5項表 (12月に支給する場合)	100分の97.5	100分の100
	100分の95	100分の97.5
	100分の92.5	100分の95
第9条の2第6項 (6月に支給する場合)	100分の97.5	100分の95
	100分の97.5	100分の100
	100分の92.5	100分の90
第9条の2第7項 (6月に支給する場合)	100分の92.5	100分の95
	100分の92.5	100分の95
	100分の92.5未満	100分の95未満
第9条の2第5項表 (12月に支給する場合)	100分の100	100分の97.5
	100分の97.5	100分の95
	100分の95	100分の92.5
第9条の2第5項表 (6月に支給する場合)	100分の95未満	100分の92.5未満
	100分の100	100分の102.5
	100分の97.5	100分の100
第9条の2第5項表 (12月に支給する場合)	100分の95	100分の97.5
	100分の95	100分の97.5
	100分の95未満	100分の97.5未満
第9条の2第6項 (6月に支給する場合)	100分の100	100分の97.5
	100分の100	100分の97.5
	100分の97.5	100分の97.5

附 則 (令和元年11月25日規程第10号)

(施行期日)

- この規程は、令和元年11月25日から施行する。
- この規程による改正後の国立研究開発法人土木研究所役員給与規程（以下この規程において「改正後の役員給与規程」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 改正後の役員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の役員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(令和元年6月及び12月に支給する業績手当に関する特例)

- 令和元年6月及び12月に支給する業績手当に関する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条の2第5項 (6月に支給する場合)	100分の95	100分の92.5
第9条の2第5項 (12月に支給する場合)	100分の95	100分の97.5
第9条の2第5項表 (6月に支給する場合)	100分の100	100分の97.5
	100分の97.5	100分の95
	100分の95	100分の92.5
第9条の2第5項表 (12月に支給する場合)	100分の95未満	100分の92.5未満
	100分の100	100分の102.5
	100分の97.5	100分の100
第9条の2第5項表 (6月に支給する場合)	100分の95	100分の97.5
	100分の95	100分の97.5
	100分の95未満	100分の97.5未満
第9条の2第6項 (6月に支給する場合)	100分の100	100分の97.5

第9条の2第6項 (12月に支給する場合)	100分の100	100分の102.5
第9条の2第7項 (6月に支給する場合)	100分の95	100分の92.5
第9条の2第7項 (12月に支給する場合)	100分の95	100分の97.5

附 則 (令和2年11月30日規程第23号)

(施行期日)

1 この規程は、令和2年12月1日から施行する。

(令和2年12月に支給する期末手当に関する特例)

2 令和2年12月に支給する期末手当に関する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条第2項 (12月に支給する場合)	100分の67.5	100分の65
------------------------	-----------	---------

附 則 (令和4年5月24日規程第2号)

(施行期日)

1 この規程は、令和4年6月1日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の役員給与規程第9条第2項の規定にかかわらず、同規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職した日）における次の表（役員給与規程の適用を受ける者をいう。）に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

第9条第2項 (6月に減額する場合)	67.5分の10
-----------------------	----------

附 則 (令和4年11月28日規程第30号)

(施行期日)

1 この規程は、令和4年12月1日から施行する。

(令和4年12月に支給する業績手当に関する特例)

2 令和4年12月に支給する業績手当の業績率の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条の2第5項	100分の96.5	100分の99
第9条の2第5項表	100分の102.5	100分の105
	100分の99.5	100分の102
	100分の96.5	100分の99
	100分の88以下	100分の90.5以下
第9条の2第6項	100分の102.5	100分の105

第9条の2第7項	100分の96.5	100分の99
----------	-----------	---------

附 則（令和5年11月29日規程第10号）

（施行期日）

1 この規程は、令和5年12月1日から施行する。

2 この規程による改正後の国立研究開発法人土木研究所役員給与規程（以下この規程において「改正後の役員給与規程」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の役員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の役員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（令和5年12月に支給する期末手当及び業績手当に関する特例）

4 令和5年12月に支給する期末手当及び業績手当に関する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条第2項	100分の65	100分の67.5
第9条の2第5項	100分の99	100分の101.5
第9条の2第5項表	100分の105	100分の107.5
	100分の102	100分の104.5
	100分の99	100分の101.5
	100分の90.5以下	100分の93以下
第9条の2第6項	100分の105	100分の107.5
第9条の2第7項	100分の99	100分の101.5

附 則（令和6年12月26日規程第8号）

（施行期日）

1 この規程は、令和6年12月26日から施行する。

2 この規程による改正後の国立研究開発法人土木研究所役員給与規程（以下この規程において「改正後の役員給与規程」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の役員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の役員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（令和6年6月及び12月に支給する期末手当及び業績手当に関する特例）

4 令和6年6月及び12月に支給する期末手当及び業績手当に関する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条第2項 （6月に支給する場合）	100分の66.25	100分の65
第9条第2項 （12月に支給する場合）	100分の66.25	100分の67.5
第9条の2第5項 （6月に支給する場合）	100分の100.25	100分の99
第9条の2第5項	100分の100.25	100分の101.5

(12月に支給する場合)		
第9条の2第5項表	100分の106.25	100分の105
(6月に支給する場合)	100分の103.25	100分の102
	100分の100.25	100分の99
	100分の91.75以下	100分の90.5以下
第9条の2第5項表	100分の106.25	100分の107.5
(12月に支給する場合)	100分の103.25	100分の104.5
	100分の100.25	100分の101.5
	100分の91.75以下	100分の93以下
第9条の2第6項	100分の106.25	100分の105
(6月に支給する場合)		
第9条の2第6項	100分の106.25	100分の107.5
(12月に支給する場合)		
第9条の2第7項	100分の100.25	100分の99
(6月に支給する場合)		
第9条の2第7項	100分の100.25	100分の101.5
(12月に支給する場合)		

附 則（令和7年3月25日規程第6号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。